

自転車の違反に青切符が導入されました!

徳重交番

取締りの基本的な考え方

- 自転車の運転者による違反のうち、交通事故につながる危険な運転をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車交通違反の取締りの対象となります。
(携帯電話使用運転、飲酒運転、妨害運転、ブレーキ不良など)
- 一方で、単に歩道を通行しているといったような違反については、これまでと同様に、まず「指導・警告」が行われます。
- 交通取締りを受けて青切符の交付を受ければ、自動車などと同じようにその交通違反に応じた反則金を納めていただきます。
一定の危険な行為「自転車危険行為」を3年以内に2回以上くり返すと「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。
命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金となります。



自転車の安全・安心な利用をお願いします!



編集・発行 警察署
緑重交番
052-621-0110

自転車盗が多発!!

大切な愛車を盗難から守りましょう。
駐輪する時は必ず施錠をしましょう。
ツーロックが効果的です。



○地域安全情報○

4月中緑区内の交通事故発生件数
(交通課調べ・暫定値)

人身事故67件
物損事故501件



4月中 (暫定値)	侵入盗 (住宅対象)	特殊詐欺	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	合計
熊の前学区	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
神の倉学区	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
緑署全体	7	5	5	1	8	39	-	25	28	115